



T.RowePrice

ティー・ロウ・プライス

除外ポリシー

2025年10月

本方針は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ（TRPA）及びティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメント（TRPIM）を含む投資顧問関連会社（以下、総称して「ティー・ロウ・プライス」）の除外ポリシーを示しています。TRPIMは、TRPAとは別に登録された米国の投資顧問会社として設立され、独自のESGチームを有しています。TRPAとTRPIMのESGチームは、同様の投資手法やフレームワーク、投資哲学の下、それぞれ独立した意思決定を行っています。

ティー・ロウ・プライスでは、ポートフォリオに対して限定的な除外規定を適用しています。当社の運用資産の大部分には、大量虐殺や非人道的犯罪を対象としたグループ全体の一連の除外リストが適用されます。一部の運用資産では、市場の選好が存在する特定地域の投資ビークルや、サステナブルもしくは価値観を重視した目標を持つ特定の運用戦略に、追加の除外リストが適用されます。また、個別口座では、顧客固有の除外基準を導入する場合があります。商品によっては、複数の除外基準が適用される場合があります。

I. 除外リスト

1. グループ全体に適用される除外リスト：

1.1 人権侵害：

ティー・ロウ・プライスでは、大量虐殺や非人道的犯罪を行う政府の支援に関係しているという観点からリスクが高いと考える特定証券を掲載した、グループ全体の除外リストを適用しています。

- [付属資料1](#)を参照してください。

2. 投資助言および投資ビークル固有の除外リスト：

2.1 非人道的兵器：

特定のティー・ロウ・プライス関連会社¹が運用するすべての投資ビークルや口座について、非人道的兵器（対人地雷、生物・化学兵器、クラスター爆弾、白リン焼夷弾など）に関与しているとみなされる特定の発行体に対して除外ポリシーを適用しています。

- [付属資料2](#)を参照してください。

2.2 たばこ：

オーストラリア籍ユニット・トラストでは、たばこ製品の製造に関する発行体に対して除外ポリシーを適用しています。ティー・ロウ・プライスは、ビジネス活動がたばこ生産に関する発行体への投資を一部の投資家が懸念していることを認識しています。このため、当社はこうした顧客のために、たばこ生産や、ニコチン代替品または電子たばこの製造への直接的に関与している発行体には投資しない方針を採用しています。

- [付属資料3](#)を参照してください。

3. 運用戦略固有の除外事項：

3.1 責任投資における除外：

特定のファンドでは、当社の顧客が抱える最も一般的なサステナビリティおよび（または）価値観に関連した懸念に沿った除外リストを適用しています。これには以下のカテゴリーが含まれます。

| | |
|-------------|-------------------|
| ■ 成人向け娯楽 | ■ 賭博 |
| ■ 民間用の攻撃型兵器 | ■ 核兵器 |
| ■ 不祥事 | ■ 燃料用一般炭（サーマルコール） |
| ■ 非人道的兵器 | ■ たばこ |

- [付属資料4](#)を参照してください。

3.2. インパクト運用戦略における除外：

インパクト運用戦略は、環境や社会にプラスの影響を生み出すという運用哲学に沿っていない発行体について、より広範な除外リストを適用しています。これには以下のカテゴリーが含まれます。

| | | |
|-------------|-------------------------|-------|
| ■ 成人向け娯楽 | ■ 非人道的兵器 | ■ 賭博 |
| ■ アルコール飲料 | ■ 通常兵器 | ■ 核兵器 |
| ■ 民間用の攻撃型兵器 | ■ 営利目的の刑務所 | ■ たばこ |
| ■ 不祥事 | ■ 化石燃料（石油、ガス、燃料用一般炭を含む） | |

- [付属資料5](#)を参照してください。

¹ ティー・ロウ・プライス（ルクセンブルク）・マネジメントS.à.r.l.、ティー・ロウ・プライス・UK・リミテッドおよびティー・ロウ・プライス（カナダ）・インク。

3.3 個別除外事項：

特定の戦略や個別口座においては、ポートフォリオの投資ガイドラインに沿って個別の除外ルールが適用される場合があります。

4. 規制による除外事項：

特定の区域における一部の商品は、当該地域の規制によって除外の対象になるものがあります。例えば、EU規制は、一部の商品に対して気候移行ベンチマーク(CTB) やパリ協定適合ベンチマーク(PAB) に含まれる除外基準を遵守することを義務付けています。これに該当する場合、ティー・ロウ・プライスは、責任をもって当該規制を遵守する方針です。

II. 方法論と制約

除外される発行体リストの作成、分析および維持管理に関する責任は、関連する投資戦略に応じて、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク (TRPA) のESGスペシャリストおよびティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメント・インク (TRPIM) を含む関連投資顧問のESGスペシャリストに委任しています。ESGスペシャリストは、分析を実施する際に、発行体に関するさまざまな情報源に依拠しています。これには以下が含まれます。

1. サステイナリティクス社
2. MSCI ESGリサーチ
3. 発行体による開示
4. 非政府組織 (NGO) の調査
5. ティー・ロウ・プライスの株式および債券アナリストのグローバル・チーム
6. 政府による開示
7. 国連グローバル・コンパクト原則
8. 経済協力開発機構 (OECD) 多国籍発行体行動指針
9. 国連のビジネスと人権に関する指導原則

分析を行う際に考慮される検討事項には、第三者データプロバイダーの結論、除外カテゴリーへの直接的、間接的または継続的な関与の性質、発行体開示、他の投資家による除外の証拠が含まれます。

信頼性の高い第三者データ・プロバイダーを採用していますが、当該プロバイダーから得られるデータには固有の制約があり、データの完全性、正確性、適時性の保証も、またいかなる種類の保証も付帯しません。そのため、ティー・ロウ・プライスのポートフォリオは、特定の事例において、除外カテゴリーへの関与を判断するために、私用する情報源の範囲外に分類される特定の証券に投資することがあり、その場合にティー・ロウ・プライスが使用する第三者データプロバイダーが考慮するユニバースの範囲外である発行体への直接的もしくは間接的なエクスポージャーが一時的に生じる場合があります。さらに、外部のプロバイダーや発行体によって提供されるデータは一般的に、ある程度の時間が経過した後にアップデートされるため（例：年次報告）、当該データが更新または利用可能になるまで、ポートフォリオにおいて除外された発行体へのエクスポージャーが一時に生じる場合もあります。

他にも、除外された発行体へのエクスポートがティー・ロウ・プライスのポートフォリオにおいて一時的に生じる場合があります。具体的には以下のとおりですが、これらに限定されません。

- ポートフォリオ組入銘柄が制裁対象となり、ティー・ロウ・プライスがその証券の取引を禁じられる場合。
- ティー・ロウ・プライスが顧客から現物による有価証券の移転を受け、それらの証券に、除外された活動へのエクスポートがかかる銘柄が含まれる場合。
- ある発行体において株主や投資家に影響を及ぼす重要事象が発生し、その結果、除外された活動へのエクスポートがかかる証券がポートフォリオに含まれる場合。
- インデックスに連動するために行われた投資を通じて、あるいは当社と関連のない運用会社が運用するファンドを通じて間接的にエクスポートが生じる場合。
- 特定の顧客向けに策定された戦略において、除外銘柄へのエクスポートを除くことでその顧客の最善の利益に反することになるか、あるいは顧客がティー・ロウ・プライスに当該証券の保有継続を指示する場合。

このような状況が発生した場合、ティー・ロウ・プライスはこの除外ポリシーの原則に従って合理的な措置を講じますが、上記に該当するエクスポートは除外基準の違反とはみなされません。

当方針は、除外する証券のリストを作成する際に活用される情報源および手法とともに定期的に見直されます。各関連投資顧問は独自の社内リサーチを活用して、発行体が除外カテゴリーのいずれかに関与しているかを特定することができます。除外リストに掲載されている個別の発行体は時間の経過とともに変化する可能性があります。

一般的に、除外基準を満たす発行体の大株主および直接子会社においては、取引を制限する方針です。ただし、親会社や子会社、またはそのいずれかへの制限は、除外ポリシーに対する個々の評価を妨げるものではありません。

III. その他の法律で要求される除外

上記の除外に加えて、法的に義務付けられている除外がすべてのポートフォリオに適用される場合があります。例えば、いかなる時点においても、米国または国際的な制裁の対象となる特定のソブリンまたは発行体が発行する金融商品への投資が禁止される場合があります。ESGスペシャリストは、制裁対象の証券への投資制限は管理しません。

付属資料1-人権侵害に関連する除外

適用対象：すべてのポートフォリオ

ティー・ロウ・プライスでは、大量虐殺や非人道的犯罪を行う政府の支援に関係しているという観点からリスクが高いと考える特定証券を掲載した、グループ全体の除外リストを適用しています。大量虐殺や非人道的犯罪に関する注意義務を明らかに軽視し、これらの行為に加担する政府の支援に繰り返し関与する発行体が対象になります。

除外リストに掲載する発行体を決める上で重要な判断材料は、大量虐殺や非人道的犯罪を行う政府との関係性または資金供与の性質です。以下の判断材料が該当しますが、これらに限定されるものではありません。

■軍拡装備品の販売

■製品の輸出

■石油およびガス産業への関与

■大量虐殺や非人道的犯罪への関与

■鉱物資源の採掘

付属資料2-非人道的兵器の除外

適用対象：T. Rowe Price UK Limited、T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l.、T. Rowe Price (Canada), Inc.によって運用されるすべての私募投資ファンド。

ティー・ロウ・プライスは、自らが事業を展開する特定の管轄区域において、特定の種類の軍事兵器の使用や、紛争後に市民やインフラに対して生じる潜在的な被害に対し懸念を認識しています。このため、(以下に定義した) 非人道的兵器に関与しているとみなされる発行体への投資を差し控える方針を採用しています。

発行体が非人道的兵器に対して直接的な関与を有しており、以下の基準のいずれかに該当する場合は除外対象となります。

1. クラスター爆弾、対人地雷、白リン焼夷弾、生物・化学兵器を製造している。
2. クラスター爆弾、対人地雷、生物・化学兵器だけに使われるために開発されたか大幅に改造された重要部品を製造している。
3. クラスター爆弾、対人地雷、生物・化学兵器のための全体的兵器システムを製造している。
4. クラスター爆弾、対人地雷、白リン焼夷弾、生物・化学兵器への直接的に関与する発行体の株式を50%またはそれ以上保有している。

付属資料3-たばこの除外

適用対象：ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッドが運用するオーストラリア籍ユニット・トラスト

ティー・ロウ・プライスは、ビジネス活動がたばこ生産に関係する発行体への投資を一部の投資家が懸念していることを認識しています。当該顧客向けに、たばこ生産や、ニコチン代替品または電子たばこの製造に直接関与している発行体への投資を差し控える方針を採用しています。

付属資料4-責任投資における除外

適用対象：環境および／または社会への拘束力のあるコミットメントを採用する運用戦略。具体的には、価値観や行動基準に基づく除外、サステナブル投資との整合性、ネットゼロ移行支援、または当社独自のESG評価システム「責任投資指標モデル（RIIM）」スコアの積極的な活用などを行う運用戦略が該当します。

ティー・ロウ・プライスの責任投資における除外リストは現在、以下のカテゴリーで構成されています。

| カテゴリー | 除外の詳細 |
|--|--|
| 成人向け娯楽 | 成人向け娯楽の販売、製作を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 攻撃型兵器 | 半自動式など殺傷能力の高い兵器（アサルトウェポン）の製造または販売に従事している発行体 |
| 不祥事 | 国連グローバル・コンパクト原則に照らし、「環境、社会、倫理、ガバナンス」に関して重大な違反に関与し、問題を改善するための適切な措置を講じていないと運用担当者が考える発行体または政府機関 |
| 非人道的兵器 | 対人地雷、クラスター爆弾、白リン焼夷弾、生物・化学兵器に直接的に関与する発行体で、以下のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none">クラスター爆弾、対人地雷、白リン焼夷弾、生物・化学兵器を製造している。クラスター爆弾、対人地雷、生物・化学兵器のみに使用する目的で開発された、または大幅に改造された必須部品を製造している。クラスター爆弾、対人地雷、生物・化学兵器、またはそれらのいずれかに使用する全般的兵器システムを製造している。クラスター爆弾、対人地雷、白リン焼夷弾、生物・化学兵器への直接関係のある発行体の株式を50%またはそれ以上保有している。 |
| 賭博 | 直接行う賭博業務による売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 核兵器 | 核兵器に直接的に関係のある発行体で、以下のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none">核兵器を製造しているか、その支援サービスを提供している。核兵器のみに使用する目的で開発された、または大幅に改造された必須部品を製造している。核兵器開発のみに使用される運搬手段を製造している。核兵器の配備のみに使用される必須部品を製造している。核兵器に直接的に関係のある発行体の株式を50%またはそれ以上保有している。 |
| 石炭 | 燃料用一般炭（サーマルコール）の採掘を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| たばこ | たばこやニコチン代替品、たばこを原料とする製品の製造に直接関与する発行体 |
| 責任投資の除外基準を適用する合同運用型のSICAVファンドは、以下の武器関連の除外基準も対象となります。 | |
| 劣化ウラン兵器 | 劣化ウラン兵器、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲に直接的に関与する発行体で、以下のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none">装弾筒付翼安定徹甲弾曳光弾(APFSDS-T)を生産している。劣化ウラン徹甲弾搭載の運動エネルギー・ミサイルを生産している。複合装甲を含む劣化ウラン強化装甲を生産している。 |

2 ESGの特性を備えた運用は、投資リターンに加えて特定のESG特性を促進します。同運用戦略は、価値観および不祥事に基づく除外、サステナブル投資との整合性、ネットゼロへの移行の支援、または当社独自のESG評価システムである責任投資モデル（RIIM）へのポジティブ・ティルト、スコアなど商品の種類によって異なる拘束力のある環境および社会面のコミットメントを取り入れています。

付属資料5-インパクト投資における除外

適用対象：ティー・ロウ・プライスのインパクト・フレームワークを採用しているすべての運用戦略。

ティー・ロウ・プライスは、特定の発行体またはソブリン発行体の証券に対する投資が、環境や社会にプラスの影響を与えるという当社のインパクトに関する理念と矛盾する可能性があることを認識しています。したがって、インパクト戦略のためのティー・ロウ・プライスのインパクト除外リストには、共通の環境的、社会的、倫理的価値観と整合したカテゴリーと行動の両方に基づく除外基準が採用されています。

現在、ティー・ロウ・プライスのインパクト投資の除外リストは以下のカテゴリーで構成されています。

| カテゴリー | 除外の詳細 |
|----------|---|
| 成人向け娯楽 | 成人向け娯楽の販売、製作を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| アルコール飲料 | アルコールの製造を通して得られる売上が収入全体の5%を占める発行体 |
| 攻撃型兵器 | 半自動式など殺傷能力の高い兵器（アサルトウェポン）の製造または販売に従事している発行体 |
| 非人道的兵器 | <p>対人地雷、クラスター爆弾、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器と直接関係がある発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器の開発、製造、維持、流通、保管または関連サービスの提供に従事している。2. 主にクラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器への使用目的で開発された部品を開発、製造または関連サービスを提供している。3. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器の配備を行う、または特化、カスタマイズされた関連サービスを開発、製造または提供している。4. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器と直接関係がある発行体の50%超の持ち分を保有している。 |
| 通常兵器 | 通常兵器の製造を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 営利目的の刑務所 | 営利目的の刑務所を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 化石燃料 | <p>燃料用一般炭（サーマルコール）</p> <p>燃料用一般炭（サーマルコール）の採掘を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体、および世界産業分類基準（GICS）やブルームバーグ産業分類システム（BICS）で石油・ガス産業に分類されている発行体</p> <p>石油・ガス</p> <p>世界産業分類基準（GICS）やブルームバーグ産業分類基準（BICS）を通じて石油・ガス業界内と特定される発行体</p> |
| 賭博 | 賭博事業やカジノを通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 核兵器 | <p>核兵器に直接的に関係のある発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 核兵器を製造しているか、その支援サービスを提供している。2. 核兵器のみに使用する目的で開発された、または大幅に改造された必須部品を製造している。3. 核兵器開発のみに使用される運搬手段を製造している。4. 核兵器の配備のみに使用される必須部品を製造している。5. 核兵器に直接的に関係のある発行体の株式を50%またはそれ以上保有している。 |
| たばこ | たばこやニコチン代替品、たばこを原料とする製品の製造に直接関与する発行体 |

インパクト投資の除外基準を適用する合同運用型のSICAVファンドは、以下の武器関連の除外基準も対象となります。

| カテゴリ | 除外の詳細 |
|---------|---|
| 劣化ウラン兵器 | <p>劣化ウラン兵器、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲に直接的に関与する発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 装弾筒付翼安定徹甲弾曳光弾 (APFSDS-T) を生産している。 2. 劣化ウラン徹甲弾搭載の運動エネルギーミサイルを生産している。 3. 複合装甲を含む劣化ウラン強化装甲を生産している。 |

付属資料6- 「Towards Sustainability」除外

適用対象：ファンドの募集書類や目論見書（該当する場合）で「Towards Sustainability」（サステナビリティに向けて）のラベルを取得している、または取得を目指すティー・ロウ・プライスのすべてのポートフォリオ。

ティー・ロウ・プライスは、これに該当する場合、責任をもって以下の除外基準を遵守します。ラベルに関する追加情報は、次のサイトでご覧いただけます。

<https://towardssustainability.be>

| カテゴリ | 除外の詳細 |
|--------------|---|
| 成人向け娯楽 | 成人向け娯楽の販売、製作を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| アルコール飲料 | アルコールの製造を通して得られる売上が収入全体の5%を占める発行体 |
| アルコール摂取を促す活動 | <p>売上の25%以上をアルコール製品の流通、小売り、ライセンス供与、供給から得ている発行体。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流通の場合、アルコール製品の小売業者への卸売に関与する発行体を含む。 2. 小売りの場合、アルコール製品の消費者への販売に関与する発行体を含む。 3. ライセンス供与の場合、アルコール製品にブランド名のライセンスを供与する発行体を含む。 4. 供給の場合、アルコール製品を生産するために特別に使われる主要原材料やその他製品の製造に関与する発行体を含む。 |
| 攻撃型兵器 | 半自動式など殺傷能力の高い兵器（アサルトウェポン）の製造または販売に従事している発行体 |
| 不祥事 | 国連グローバル・コンパクト原則に照らし、「環境、社会、倫理、ガバナンス」に関して重大な違反に関与し、問題を改善するための適切な措置を講じていないと運用担当者が考える発行体または政府機関 |
| 非人道的兵器 | <p>対人地雷、クラスター爆弾、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器と直接関係がある発行体で、以下のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器の開発、製造、維持、流通、保管または関連サービスの提供に従事している。 2. 主にクラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器への使用目的で開発された部品を開発、製造または関連サービスを提供している。 3. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器の配備を行う、または特化、カスタマイズされた関連サービスを開発、製造または提供している。 4. クラスター爆弾、対人地雷、焼夷弾、生物兵器、化学兵器または核兵器と直接関係がある発行体の50%超の持ち分を保有している発行体 |

| カテゴリー | 除外の詳細 |
|-----------------------|---|
| 通常兵器 | 通常兵器の製造を通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |
| 劣化ウラン兵器 | <p>劣化ウラン兵器、劣化ウラン弾、劣化ウラン装甲に直接的に関与する発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 装弾筒付翼安定徹甲弾曳光弾 (APFSDS-T) を生産している。 劣化ウラン徹甲弾搭載の運動エネルギー・ミサイルを生産している。 複合装甲を含む劣化ウラン強化装甲を生産している。 |
| 農産物デリバティブ (金融派生商品) | 投機的理由での農産物デリバティブの利用は認められません。 |
| 化石燃料 | <p>燃料用一般炭（サーマルコール） 売上の5%以上を燃料炭の探査、採掘、加工、輸送から得ている発行体</p> <p>燃料炭を可能にする活動 売上の25%以上を燃料炭の探査、採掘、加工、輸送のみを目的とする特注品、設備、サービスから得ている発行体</p> <p>石油・ガス 世界産業分類基準 (GICS) やブルームバーグ産業分類基準 (BICS)を通じて石油・ガス業界内と特定される発行体 売上の5%以上を石油の探査、採掘、加工、精製、輸送(流通ではない)から得ている発行体。ただし、少なくとも以下の基準のいずれかを満たす場合はこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 発行体がSBTi（科学的根拠に基づく目標イニシアチブ）目標を2°C または 1.5°C を大幅に下回る水準に設定したか、SBTi が掲げるキャンペーン「Business Ambition for 1.5°C」に署名している²。 発行体が1.5°C 目標と整合的な排出原単位（例えば、2023年にTPI: 55,75 gCO2e/MJ、もしくはその他の科学的根拠に基づく整合性評価）に沿ったものである。 発行体が設備投資を石油・ガスの探査、採掘、加工、精製、輸送(流通ではない)に振り向ける割合が15%未満で、売上拡大は目的としていない。 発行体が設備投資を貢献活動に振り向ける割合が15%未満 <p>石油・ガスを可能にする活動 売上の25%以上を石油・ガスの探査、採掘、加工、精製、輸送(流通ではない)を可能にすることに特化した特注品、機器、サービスから得ている発行体</p> <p>発電 売上の5%以上を非再生可能エネルギー源から得ている発行体。ただし、少なくとも以下の基準のいずれかを満たす場合はこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 発行体がSBTi目標を2°C または 1.5°C を大幅に下回る水準に設定したか、SBTi が掲げるキャンペーン「Business Ambition for 1.5°C」に署名している²。 発行体の炭素強度が1.5°C目標（例：TPI：2023年時点で0,348 tCO2e/MWh、またはその他の科学的根拠に基づく整合性評価）に沿ったものである。 発行体が売上の50%以上を貢献活動から得ている。 発行体が設備投資の50%以上を貢献活動に振り向けています。 |
| 賭博 | 賭博事業やカジノを通して得られる売上が収入全体の5%以上を占める発行体 |

² パリ協定とSBTiは、深刻かつ潜在的に不可逆的な気候変動の影響を防ぐためには、気温上昇を産業革命以前の水準から2°Cを大幅に下回る範囲に抑える努力が必要であることを認識しており、当該認識に基づいてこの用語を使用しています。

| カテゴリー | 除外の詳細 |
|--------------------|--|
| 核兵器 | <p>核兵器に直接的に関係のある発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 核兵器を製造しているか、その支援サービスを提供している。 2. 核兵器のみに使用する目的で開発された、または大幅に改造された必須部品を製造している。 3. 核兵器開発のみに使用される運搬手段を製造している。 4. 核兵器の配備のみに使用される必須部品を製造している。 5. 核兵器に直接的に関係のある発行体の株式を50%またはそれ以上保有している。 |
| たばこ | たばこやニコチン代替品、たばこを原料とする製品の製造に直接関与する発行体 |
| たばこの生産等の事業を可能にする活動 | <p>売上の25%以上をたばこ、ニコチン代替品、電子たばこの製造、卸売取引に特化した特注品、機器、サービスから得ている発行体。これにはたばこ、ニコチン代替品、電子たばこの小売り、ライセンス供与、供給が含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小売りの場合、たばこ製品の消費者への販売を含む。 2. ライセンス供与の場合、たばこ製品へのブランド名のライセンス供与を含む。 3. 供給の場合、たばこ、たばこ製品、電子たばこの生産を目的とする重要製品の生産を含む。 |
| 兵器の生産等の事業を可能にする活動 | <p>収益の25%以上を、武器またはその特注部品の製造を可能にする専用製品・サービス・設備から得る発行体で、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常兵器システム向けの重要な部品または支援システム・サービスを生産する。 2. 軍事市場向けの通常兵器システムを生産する。 |

Important Information

This material is provided for informational purposes only and is not intended to be investment advice or a recommendation to take any particular investment action.

The information contained herein is correct as of October 2025 and is subject to change without notice. Please note T. Rowe Price regularly assesses this policy in light of evolving regulatory, market and client environments. As a result, prior versions of this policy may have been clarified or updated to ensure T. Rowe Price continues to meet its legal and fiduciary obligations.

The information provided in this material does not include content relating to Oak Hill Advisors, L.P., an alternative credit manager, which

T. Rowe Price Group, Inc., acquired on December 29, 2021.

This information is not intended to reflect a current or past recommendation, investment advice of any kind, or a solicitation of an offer to buy or sell any securities or investment services. The opinions and commentary provided do not take into account the investment objectives or financial situation of any particular investor or class of investor. Investors will need to consider their own circumstances before making an investment decision.

Information contained herein is based upon sources we consider to be reliable; we do not, however, guarantee its accuracy.

© 2025 T. Rowe Price. All Rights Reserved. T. ROWE PRICE, INVEST WITH CONFIDENCE, the Bighorn Sheep design and related indicators (www.troweprice.com/en/intellectual-property) are trademarks of T. Rowe Price Group, Inc. All other trademarks are the property of their respective owners.